

(素案)

# 藤沢市公共施設等総合管理計画

2015 年（平成 27 年）3 月  
2022 年（令和 4 年）●月改定

藤沢市



## 目 次

1	目的	1
2	公共施設等の現状及び将来見通し	2
(1)	公共施設等の現状及び課題	
(2)	人口推計	
(3)	公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政見通し	
ア	一般会計施設	
イ	特別会計施設	
(4)	<u>有形固定資産減価償却率の推移</u>	
3	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	9
(1)	計画期間	
(2)	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	
(3)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	
ア	点検・診断等の実施方針	
イ	維持管理・修繕・更新等の実施方針	
ウ	安全確保の実施方針	
エ	耐震化の実施方針	
オ	長寿命化の実施方針	
カ	統合や廃止の推進方針	
キ	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
(4)	フォローアップの実施方針	
4	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	13
(1)	公共建築物	13
ア	現状・課題	
イ	取組状況（計画等の策定状況）	
(ア)	公共施設マネジメント白書	
(イ)	藤沢市公共施設再整備基本方針	
(ウ)	<u>第3次藤沢市公共施設再整備プラン</u>	
ウ	点検・診断等の実施方針	
エ	維持管理・修繕・更新等の実施方針	
オ	安全確保の実施方針	

- カ 耐震化の実施方針
- キ 長寿命化の実施方針
- ク 統合や廃止の推進方針
- ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針**

(2) 道路 . . . . . 17

- ア 現状・課題
- イ 取組状況（計画等の策定状況）

- (ア) 藤沢市道路ストック白書
- (イ) 藤沢市道路ストックマネジメント計画
- (ウ) 藤沢市道路舗装修繕計画（第2期）
- (エ) 藤沢市トンネル長寿命化修繕計画
- (オ) 藤沢市地下道長寿命化修繕計画

- ウ 点検・診断等の実施方針
- エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- オ 安全確保の実施方針
- カ 長寿命化の実施方針
- キ 統合や廃止の推進方針
- ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針**

(3) 橋りょう . . . . . 21

- ア 現状・課題
- イ 取組状況（計画等の策定状況）

(ア) 藤沢市の橋りょう管理計画（第二期橋りょう長寿命化修繕計画）

- ウ 点検・診断等の実施方針
- エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針
- オ 安全確保の実施方針
- カ 耐震化の実施方針
- キ 長寿命化の実施方針
- ク 統合や廃止の推進方針

- ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針**

(4) 下水道 . . . . . 25

- ア 現状・課題
- (ア) 管路施設
- (イ) 浄化センター・ポンプ場施設

イ 取組状況（計画等の策定状況）	
(ア) 湘南ふじさわ下水道ビジョン	
<u>(イ) 藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針</u>	
ウ 点検・診断等の実施方針	
エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	
オ 安全確保の実施方針	
カ 耐震化の実施方針	
キ 長寿命化の実施方針	
ク 統合や廃止の推進方針	
<u>ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針</u>	
(5) 公園	33
ア 現状・課題	
イ 取組状況（計画等の策定状況）	
(ア) <u>藤沢市</u> 緑の基本計画	
<u>(イ) 藤沢市公園施設長寿命化計画 遊戯施設編・小規模建物編</u>	
<u>(ウ) 藤沢市</u> 緑の実施計画《第3期計画》	
ウ 点検・診断等の実施方針	
エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	
オ 安全確保の実施方針	
カ 耐震化の実施方針	
キ 長寿命化の実施方針	
ク 統合や廃止の推進方針	
<u>ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針</u>	
(6) 準用河川	39
ア 現状・課題	
イ 取組状況（計画等の策定状況）	
(ア) 準用河川滝川	
(イ) 準用河川滝川分水路	
(ウ) 準用河川白旗川	
(エ) 準用河川不動川	
(オ) 準用河川一色川	
(カ) 準用河川打戻川	
ウ 点検・診断等の実施方針	
エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針	

オ	安全確保の実施方針	
カ	耐震化の実施方針	
キ	長寿命化の実施方針	
ク	統合や廃止の推進方針	
(7)	その他	4 4
ア	水路	
イ	その他インフラ施設	
「用語の解説」		4 5

## 1 目的

全国的に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設等（公共建築物、道路、橋りょう、下水道、公園、準用河川<sup>\*1</sup>、水路等）の老朽化が進行しており、生産年齢人口の減少などによる税収減により、厳しい財政状況が予想され、公共施設等の大規模な改修や更新における財源確保が困難となるおそれがあります。また、少子超高齢社会に伴う公共施設等の施設ニーズの変化などへの対応についても課題となっています。

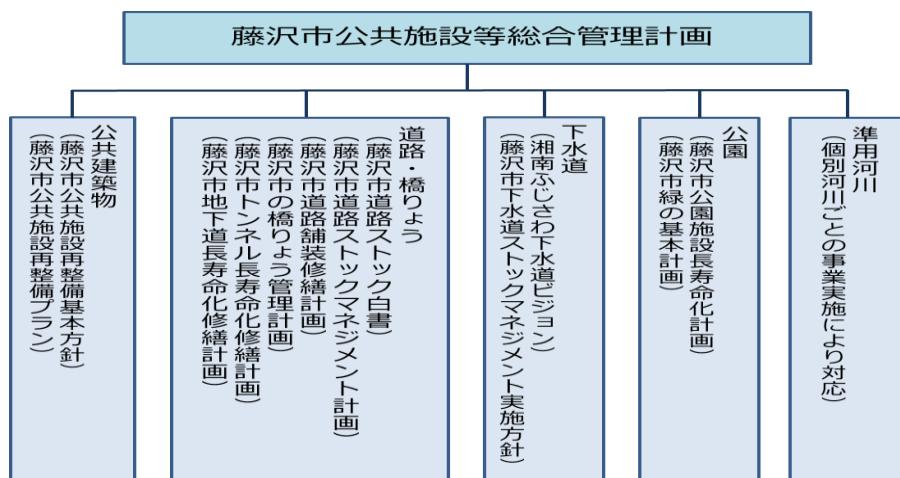
国においては関係省庁連絡会議を設置し、2013年（平成25年）11月に国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、それを受け、国土交通省が、2014年（平成26年）5月に施設分野ごとに取組内容を示した「インフラ長寿命化行動計画」を策定しました。

また、2014年（平成26年）4月には、総務省から各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請が出されました。

本市では、公共施設等の施設種別ごとの計画に基づき再整備や長寿命化等に取り組んできましたが、国から各地方自治体に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため「公共施設等総合管理計画」の策定に当たっての指針が示されたことから、2015年（平成27年）3月に「藤沢市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

この度、国から長期的な視点をもって公共施設マネジメントを推進する観点から、維持管理・更新等に係る経費やユニバーサルデザインなど、記載事項の考え方等について見直しの視点が示されたため、本計画を改定し、公共サービスの向上と安全・安心なまちづくりを進めます。

図1-1 各計画の体系



## 2 公共施設等の現状及び将来見通し

ここでは、(1) 公共施設等の現状及び課題として、公共施設等の整備状況や今後の施設整備に対する課題を示すとともに、(2) 人口推計として、2040年（令和22年）までの年齢3階層別の人口推計、(3) 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政見通しとして、今後10年間及び30年間にかかる更新費用の推計及び令和4年度から5年間の本市の財政見通しを記載します。

### (1) 公共施設等の現状及び課題

現在、本市が保有している公共施設の施設類型ごとの施設数等については次のとおりです。

表2－1 公共施設の施設類型ごとの施設数等

施設類型	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合		
		令和3年 3月31日現在	10年後	20年後
公共建築物	377施設 1,465棟 (特別会計施設含む)	7%	35%	66%
道路	約1,300km	-	-	-
橋りょう	253橋	17%	36%	53%
下水道（管路）	約1615.2km	22%	48%	67%
公園	313箇所	-	-	-
準用河川	約10km	-	-	-

（※公共建築物は令和2年3月31日時点）

公共施設等の多くは昭和30年代から昭和50年代における人口の増加に合わせ整備拡充を行ったことから、20年後には建設後50年以上経過する施設の割合は、公共建築物は66%、橋りょうは53%、下水道（管路）は67%となります。そのため、老朽化対策、施設更新時期の集中など課題が多く、施設類型ごとに整備計画、長寿命化方針等を策定し計画的に整備を推進してきました。

しかしながら今後は、施設類型ごとの整備だけではなく、公共施設等全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、限られた予算の中で施設全体の整備を計画的に進めていくことが重要となっています。

## (2) 人口推計

2015年（平成27年）の国勢調査を基に行った「藤沢市将来人口推計」では、市の人口は、2030年（令和12年）に約44万4千人でピークを迎え、その後ゆるやかに減少に転じますが、2040年（令和22年）においても2020年（令和2年）の人口をやや上回る見込みです。（図2-1）

人口構造の変化については、2020年（令和2年）から、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる2040年（令和22年）までの20年間で、高齢者人口は約38%，約4万1千人増加する見込みです。一方で、生産年齢人口は約10%，2万8千人減少することが見込まれています。また、世帯数は、高齢者や非婚者をはじめとする単身世帯化がさらに進むことにより、人口の増減に関わらず増加を続け、2040年（令和22年）に約19万9千世帯でピークとなる見込みです。

今後は、実際の人口動態について注視するとともに、少子超高齢化に伴う今後の人口減少社会の進展を見据え、人口構成の変化に合わせた行政サービスの質的向上を図りながら、適正な公共施設等の配置及び規模を検討していくことが求められています。

図2-1 年齢3階層別の人囗推移



（出典：「藤沢市市政運営の総合指針2024」）

### (3) 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政見通し

ここでは、公共施設等を一般会計施設<sup>※2</sup>（公共建築物、道路、橋りょう）と特別会計施設<sup>※3</sup>（下水道等）とに区分して、公共施設等の更新等に係る中長期的な経費見込み及び財政見通しを記載します。

#### ア 一般会計施設

公共施設等の現況及び将来の見通しとして、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みも記載し、長寿命化対策等に係る経費と比較することで効果額を示します。

公共建築物、道路、橋りょうを現在の規模のまま更新すると仮定した場合における、今後10年間の費用を試算した結果、10年間で必要な更新経費は約1,886億円が必要となる試算結果となっています。（表2－2）

また、今後30年間で必要な更新経費は約5,879億円が必要となる試算結果となっています。（表2－3）

なお、この試算結果は、多くの不確定要素に左右される可能性を含んだものではありますが、中長期的な視点での経費の見込みを確認すると、財政負担の軽減・平準化に取り組むにあたっては長寿命化対策が有効であることが確認できます。

このため、 単年度に一斉に施設更新を迎える年度があることなどを踏まえると、公共施設等を単純に更新していくことは、極めて困難な状況であることから、財政負担を軽減、平準化することと合わせて、 公共施設等の長寿命化、機能集約等を推進していく必要があります。

## 表2－2 今後10年の経費の見込み

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み(地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等)を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
一般会計	建築物(a)	6,012	17,084	5,721	28,817	国費、基金、起債、一般財源	30,255	-1,438
	インフラ施設(b)	24,095	1,826	346	26,267	国費、起債、一般財源	158,347	-132,080
	計(a+b)	30,107	18,910	6,067	55,084		188,602	-133,518
特別会計	建築物(c)	331	454	0	785	国庫、起債	0	785
	インフラ施設(d)	12,372	4,197	29,881	46,450	国費、起債	326,759	-280,309
	計(c+d)	12,703	4,651	29,881	47,235		326,759	-279,524
	建築物計(a+c)	6,343	17,538	5,721	29,602		30,255	-653
	インフラ施設計(b+d)	36,467	6,023	30,227	72,717		485,106	-412,389
	合計(a+b+c+d)	42,810	23,561	35,948	102,319		515,361	-413,042

【備考】

※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設:道路、橋りょう、河川、公園、下水道等及びそれらと一緒にとなった建築物。

※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

## 表2－3 今後30年の経費の見込み

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした30年の期間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該期間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込みも記載すること。
- (4) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (5) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【令和3年度から30年間】

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(百万円)

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策等の効果額(④-⑤)
一般会計	建築物(a)	18,036	76,486	35,502	130,024	136,015	-5,992
	インフラ施設(b)	72,232	5,113	6,097	130,023	451,858	-321,835
	計(a+b)	90,268	81,599	41,599	260,047	587,873	-327,827
特別会計	建築物(c)	993	4,258	0	5,251	8,081	-2,830
	インフラ施設(d)	43,130	14,483	110,128	167,741	817,790	-650,049
	計(c+d)	44,123	18,741	110,128	172,992	825,871	-652,879
	建築物計(a+c)	19,029	80,744	35,502	135,275	144,096	-8,822
	インフラ施設計(b+d)	115,362	19,596	116,225	297,764	1,269,648	-971,884
	合計(a+b+c+d)	134,391	100,340	151,727	433,039	1,413,744	-980,706

【備考】

※ 建築物:学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

※ インフラ施設:道路、橋りょう、河川、公園、下水道等及びそれらと一緒にとなった建築物。

※ 維持管理・修繕:施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修:公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等:老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

今後の公共施設等整備を含む建設事業等経費の財政見通しについては、  
表2－4の太枠に示すとおり、5年間をとおして増加傾向にあるため、厳しい財政状況に対応し、健全財政を保ちながら計画的な財政運営を行う必要があります。

**表2－4 中期財政フレーム 2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年）**

		(単位:百万円)				
		2021年度 (R3) 当初予算	2022年度 (R4) 推計	2023年度 (R5) 推計	2024年度 (R6) 推計	2025年度 (R7) 推計
<b>歳入</b>		156,268	156,360	155,735	162,365	163,904
一般財源		99,017	100,411	101,037	100,494	101,066
市税		77,879	80,073	80,699	80,156	80,728
個人市民税		31,592	33,692	33,866	33,956	34,125
法人市民税		2,612	2,622	2,619	2,616	2,614
固定資産税		32,267	32,574	32,949	32,406	32,747
その他		11,408	11,185	11,265	11,178	11,242
繰入金・繰越金		7,200	3,500	3,500	3,500	3,500
その他の一般財源		13,938	16,838	16,838	16,838	16,838
国・県支出金		38,745	37,141	37,721	38,975	42,414
市債		7,959	8,957	7,031	12,137	10,804
その他の特定財源		10,547	9,851	9,946	10,759	9,620
<b>歳出</b>		156,268	163,733	163,071	172,771	176,567
義務的経費		86,007	85,579	85,801	88,789	88,897
人件費		28,689	28,121	26,882	28,204	26,987
扶助費		48,172	48,141	49,777	51,470	53,380
公債費		9,146	9,317	9,142	9,115	8,530
一般行政経費		35,233	37,757	37,801	37,542	37,971
他会計繰出金		19,500	20,126	20,504	20,812	21,366
<b>建設事業等経費</b>		15,528	20,271	18,965	25,628	28,333
<b>歳入－歳出(財源不足)</b>		0	▲ 7,373	▲ 7,336	▲ 10,406	▲ 12,663
						▲ 14,242

(出典：「藤沢市中期財政フレーム 2022年度（令和4年度）～2026年度（令和8年度）」)

## イ 特別会計施設

下水道事業については、下水道事業経営戦略において令和2年度から令和4年度までの3年間における浄化センター・ポンプ場施設や管路施設の維持管理等にかかる費用を約362億円、建設改良費等（建設にかかる費用や企業債償還金等）を約257億円かかると見込んでいます。

なお、維持管理費の財源は、汚水処理に関するものは下水道使用料で、雨水処理に関するものは一般会計からの負担金等により賄っており、建設改良費等の財源は、国からの補助金、企業債及び内部留保資金等で賄っています。

今後、人口減少社会の進行等により下水道使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化等による維持管理費の増大や耐震化・長寿命化等のための建設改良費の増大が見込まれています。

このような課題を抱える中で健全な事業経営を行うためには、中長期的な視点に立った財政計画を立てる必要があることから、現在、令和5年度から令和14年度までを対象とした中期経営計画の策定を進めています。

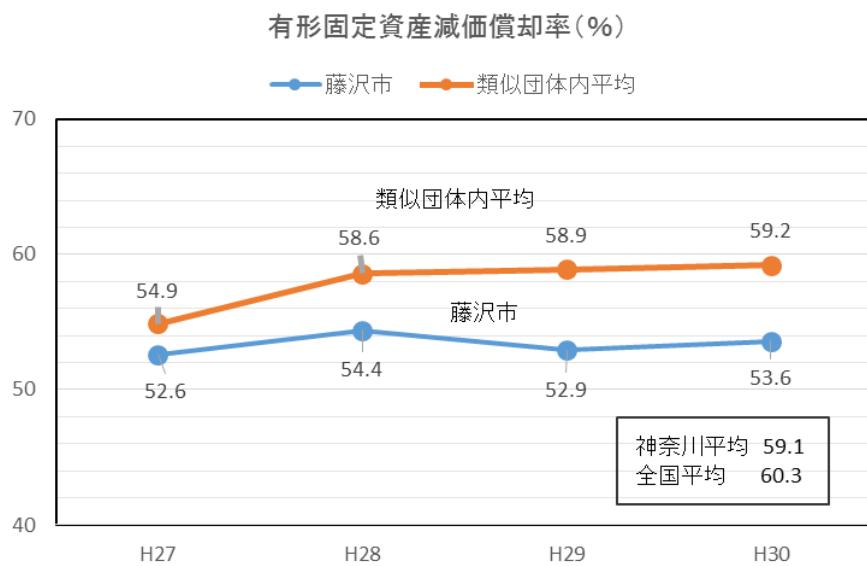
市民病院事業については、平成24年度より、建て替え等の再整備を進めており、その再整備に要する費用をシミュレートした結果、適正な維持管理の実施など必要な対策を計画的かつ着実に実行していくことで、健全な病院経営を将来にわたり進めることができます。

#### (4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、公共資産等の取得価格等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化を表す指標で、進行に伴い数値は上昇します。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか全体的に把握することができ、公共施設等のマネジメントに活用することができます。

本市の有形固定資産減価償却率については、類似団体内平均と比較すると約6ポイント低い数値となっており、藤沢市公共施設再整備プランを定め、計画的な整備に取り組んでいること等によるものと考えられます。しかしながら、平成30年度は、築50年以上の建築物等の老朽化が進展していることから、割合はわずかに上昇しており、引き続き財政負担を的確に捉え、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

図2－2 有形固定資産減価償却率の推移



### 3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### (1) 計画期間

各個別計画の計画期間については、公共建築物及び下水道が20年、橋りょうが50年、公園については遊具等耐用年数が短い施設が多いため10年となっています。

本計画については対象施設が多い公共建築物及び下水道の計画期間である「20年」を計画期間とします。

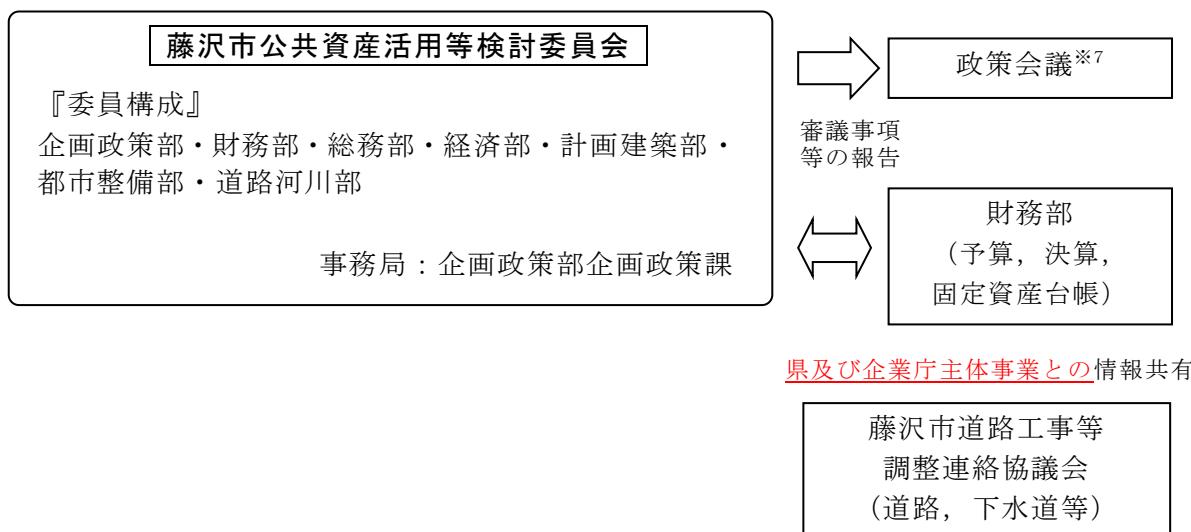
#### (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

全庁的な取組体制としては、府内委員会である「藤沢市公共資産活用等検討委員会※4」において、公共建築物や公有地等の総合的な管理及び府内の情報共有を図ります。(図3-1)

情報共有に当たっては、各年度の第一四半期に各部が所管する公共施設等の整備計画の前年度実績と当該年度計画の報告を行います。

また、道路や下水道といったインフラ施設等については、修繕や復旧工事の修繕支出の重複を避けるため、定期的に「藤沢市道路工事等調整連絡協議会※5」を開き、民間インフラ事業者※6等を含め、工事計画等の情報共有を図ります。

図3-1 全庁的な取組体制



### (3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、地域社会の構築や将来のまちづくりを推進するためには必要不可欠なものであり、国が推進している国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）に資するものです。

公共施設等の管理に関する事項の実施方針等について示します。

#### ア 点検・診断等の実施方針

施設の安全確保や効率的かつ効果的な維持管理・更新等の方向性、優先度の検討に当たり、公共施設等の点検・診断等を行うことが重要です。

具体的な点検・診断等には大きく3つあり、1つ目は施設管理者による日常点検、2つ目は法令等に基づき定期的に行う点検、3つ目は災害や事故発生等による緊急点検です。それぞれの点検はそれぞれの目的を持って必要な時期に必要な項目について実施されるため、施設ごとに点検結果の一元管理を行い、点検履歴の蓄積を図ります。

また、点検により不具合箇所が発見された情報など他の公共施設の点検の参考となるものについては、各施設管理者間で情報共有を図ります。

#### イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要となります。修繕や施設整備の時期が重複することで、年度ごとに予算が多い年度と少ない年度が出現することが予想されることから、点検保全等を基に優先順位を定め、修繕を適切な時期に行うことを中心に工事箇所の調整を行い予算の平準化を図ります。

なお、従来の損傷が明らかになってから修繕等を行う事後保全型の維持管理から、修繕等を計画的に行う予防保全型の維持管理へ順次移行することを基本に、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

移行に当たり当面の間は、施設ごとに経過年数や耐震性など、施設の状況を総合的に把握し検証等を行った上で優先順位を定め、財政状況を見極めながら順次移行を推進します。

施設更新に当たっては、施設の運営方法を含め、より効率的かつ効率的なサービスの提供が可能となる手法の一つとして、PPP<sup>※8</sup>・PFI<sup>※9</sup>といった民間活力の導入を検討します。更に、現在も近隣市町との広域行政により、施設の相互利用や設置等を行っていますが、今後も広域行政によ

る施設整備について協議・検討します。

#### ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により施設の危険性が認められた場合には、その後の活用方策の検討に合わせ、修繕、更新等を行います。

#### エ 耐震化の実施方針

施設の安全性の確保及び被災時における機能不全等のリスクを回避するため、特に旧耐震基準で建設された施設等、被災時に影響の大きい施設を重点的に耐震化を図ります。

#### オ 長寿命化の実施方針

事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に順次移行することを基本に、適正な管理を行い公共施設等の長寿命化を図ります。

また、新たに施設整備を行う際には、長期に利用できる仕様を検討し、公共施設等の長寿命化を図ります。

#### カ 統合や廃止の推進方針

公共建築物については、将来的な人口の動向や少子超高齢社会などの社会情勢の変化等を踏まえ、それぞれの機能の必要性を検討します。

機能が不要と判断された施設については、他の機能での有効活用を検討し、有効活用を行わない場合には施設を廃止し、機能が必要と判断された施設についても、施設更新の際には、周辺施設や同種施設等との統合を検討します。

また、統合や廃止に当たっては、市民や各施設利用者に対し、意見交換や説明会等を実施します。

なお、道路、下水道等のインフラ施設は、社会生活を支える基盤施設のため、一部のインフラ施設を除き原則として廃止や統合は行いません。

#### キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の適正管理に当たっては、担当課だけではなく、全庁的な取組体制を構築する必要があるとともに、職員一人ひとりの意識啓発が重要であることから、公共施設を取り巻く問題点や公共施設マネジメントに関する意識の醸成が重要なため、公共施設等の管理に関する府外研

修等を利用するなど、積極的に情報収集を図るとともに、その内容を全序的に共有していきます。

#### (4) フォローアップの実施方針

本計画については、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するものであるため、その進捗状況と合わせて、施設類型ごとの個別施設計画についてもホームページ等で公表します。

また、本計画の見直しについては、計画期間である20年を4期に分け5年ごとに行うことを基本としますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合には、本計画についても必要に応じ適宜見直しを行います。

本計画は、統合や長寿命化等による事業費や施設数の縮減を目指していますが、統合や廃止の実施ありきではなく、個々の施設における行政サービスを低下させないことを前提に、効率的な再整備を実施していくことを基本とします。

なお、事業の効果については、各整備を実施する中で検証します。

## 4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、各個別計画に記載されている内容を踏まえ記載します。

### (1) 公共建築物

#### ア 現状・課題

市が一般会計財産として保有している施設、特別会計財産として保有している施設については、次のとおりです。

表 4－1 公共建築物の現状

施設種類	施設数	棟数	総延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	主な施設・機能
一般会計施設	359	1,413	806,222.92	市役所本庁舎、市民センター、学校、消防署
特別会計施設	18	52	119,218.83	市民病院、浄化センター・ポンプ場

(2020年(令和2年)3月31日時点) (「藤沢市公共施設再整備基本方針」より作成)

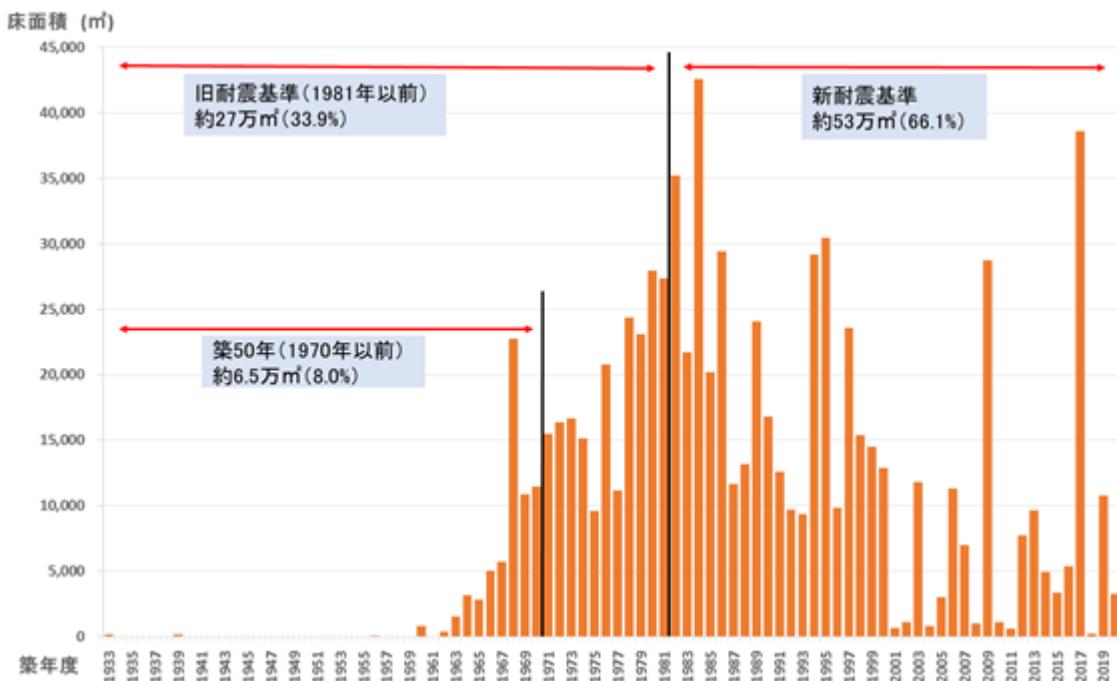
他の自治体と同様に、本市においても、昭和30年代から昭和50年代における人口増に合わせて、公共建築物を整備拡充してきたことから、1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準<sup>※10</sup>で建設された公共建築物は、501棟、約27万m<sup>2</sup>（全体の33.9%）となっています。（図4-1）

旧耐震基準の公共建築物のうち、築50年以上の建築物は78棟、約6万5千m<sup>2</sup>（同8.0%）となっています。

一方、築40年前後の建築物が延べ床面積で全体の約31%を占め、1978年（昭和53年）から1986年（昭和61年）の9年間で、509棟、約25万m<sup>2</sup>が建設され、施設更新を迎える時期が集中することとなり、一時的に多大な施設更新費用が必要となります。

なお、公共建築物のうち下水道施設については、下水道法に基づく施設や管理を行っており、点検や修繕、耐震化等の実施方針が一般会計施設とは異なります。このため、下水道施設に係る「ウ 点検・診断等の実施方針」以降の各実施方針については「(4) 下水道」で後述します。

図4－1 築年別の公共建築物整備状況（一般会計施設）



(出典：「藤沢市公共施設再整備基本方針」)

## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### (ア) 公共施設マネジメント白書（2008年（平成20年）11月）



施設の現状を様々な角度から整理・分析した上で、施設を通じた行政サービスの現状と課題を明確にするとともに、「13地区別」の施設の実態や利用状況を整理・分析し、とりまとめました。なお、公共施設マネジメントシステムにより、公共施設の施設情報、施設に係るコストや利用状況、工事履歴、点検・維持管理等を総合的にデータ管理し、適切な公共施設のマネジメントを進めます。

### (イ) 藤沢市公共施設再整備基本方針（2014年（平成26年）3月）

(2021年（令和3年）6月部分改定)



今後の公共施設の再整備に関する基本的な考え方を①公共施設の安全性の確保、②公共施設の長寿命化、③公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減の3つに整理し策定しました。

## (ウ) 第3次藤沢市公共施設再整備プラン（2021年（令和3年）9月）



平成26年度に第1次藤沢市公共施設再整備プランを策定し、具体的な施設再整備を示した「短期プラン」と平成26年度から令和15年度までの20年間の再整備の考え方を示した「長期プラン」で構成しています。令和3年9月には「短期プラン」及び「長期プラン」の施設を更新し第3次藤沢市公共施設再整備プランを策定しました。

### ウ 点検・診断等の実施方針

建築物の点検には、施設管理者による日常点検、建築基準法第12条に基づき定期的に行う点検（建物用途により指定）及び緊急点検の3つがあります。

それぞれの点検はそれぞれの目的を持って必要な時期に必要な項目について実施されるものであり点検時期が分散されますので、情報の共有化を図り、適切に各施設の現状を把握するとともに、点検結果をシステム管理し、点検履歴の蓄積を図ります。

### エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理には、日常修繕（窓ガラスやドアの破損等）と工事による修繕があります。日常修繕は、各施設管理者が実施し、工事による修繕については計画建築部公共建築課が実施します。

工事による修繕は、公共建築物台帳に基づき実施する計画修繕又は事後修繕となります。施設状況を確認し各年度に必要な工事に優先順位を定め実施します。

なお、施設更新に当たっては、「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき、防災機能の強化、ユニバーサルデザインの実施、PFI・PPPといった民間活力の導入検討等を行います。

### オ 安全確保の実施方針

藤沢市公共施設再整備基本方針において、再整備の基本的な考え方の3項目のうちの一つとして「公共施設の安全性の確保」を掲げ、再整備に当たっては、安全性の確保を最優先とし、特に旧耐震基準の施設は、今後機能移転を含めた施設の再整備を進めます。

また、再整備の優先順位を定めるに当たり、施設の耐震状況や耐用年数、津波浸水想定区域に建設されているなどを採点項目とし、施設の安全性の

確保を図ります。

#### **力 耐震化の実施方針**

学校の校舎や体育館等の災害発災時の避難施設となる施設については、2012年(平成24年)までに耐震補強又は建て替えが完了しています。

また、旧耐震基準により建設された施設の安全性の確保を最優先に耐震化若しくは施設更新による安全確保を図ります。

#### **キ 長寿命化の実施方針**

藤沢市公共施設再整備基本方針において、再整備の基本的な考え方の3項目のうちの一つとして「公共施設の長寿命化」を掲げています。

今後、公共施設の長寿命化と将来的な維持管理コストの縮減及び計画的な支出による財政の平準化を目指し、公共施設の保全に当たっては、従来の事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理に、財政状況を見極めながら順次移行します。

移行に当たっては、公共施設マネジメントシステムのデータを参考に効果の検証等を行い、優先順位を定めます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について設計段階から検討します。

#### **ク 統合や廃止の推進方針**

藤沢市公共施設再整備基本方針において、再整備の基本的な考え方の3項目のうちの一つとして「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を掲げ、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を基本とします。

また、それぞれの機能の必要性について、行政としての役割を終えていないか、民間等の施設で代替できないかなどの検討を行い、機能が不要と判断されたものについては、他の機能での有効活用や取り壊しを行います。

なお、跡地については、売却を含めた有効活用等を検討します。

#### **ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針**

今後の公共施設等においては、「藤沢市公共施設再整備基本方針（令和3年6月部分改定）」の趣旨に基づき、施設の用途・規模や立地する地域の特性などに応じたユニバーサルデザイン化を推進します。

## (2) 道路

### ア 現状・課題

本市が管理する道路は、約1,300kmあり、約9割が舗装された道路です。（表4-2）

維持管理に係る経費については、経年劣化による舗装修繕箇所の増加や都市化の進展に伴う交通状況の変化等により、年々増加している状況です。

また、道路附属施設等においても、供用開始から年数が経過している施設が多く、今後は老朽化による施設の修繕や更新が必要となります。

これまでの維持管理については、施設の機能や性能に不具合が生じてから対処する事後処置的な対応であり、将来的に施設の更新を含め維持管理コストが増大することが想定されます。

今後は、施設の延命化を図り、維持管理コストの平準化や低減を図るために、早期に施設の状況を把握し、予防保全型の維持管理に移行することが求められています。

そのほか、国道、県道の整備等については、国や県に早期整備に向けた要望を行うとともに、効率的な道路維持を図るため、国、県、市が連携して取組を進める必要があります。

表4-2 主な道路施設の現状

施設種別	施設種類	施設数等	備考
道路舗装等	道路・歩行者専用道等	全長約1,300km	舗装率 約92.2%
道路附属施設等	トンネル	4箇所	大庭トンネル、村岡トンネル
	地下道	13箇所	
	エレベーター	18基	藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、六会日大前駅等
	エスカレーター	20基	
	道路照明灯	約4400基	

（2021年（令和3年）4月1日時点）

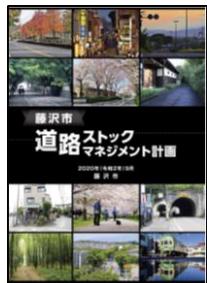
## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### (ア) 藤沢市道路ストック白書（2019年（平成31年）3月）



橋りょう、トンネル、道路舗装、道路照明灯などの道路ストックの管理を効果的・効率的に進めていくために、今ある道路ストックの状況を把握し、計画的な管理のあり方を検討していく基礎資料として作成しました。

### (イ) 藤沢市道路ストックマネジメント計画（2020年（令和2年）9月）



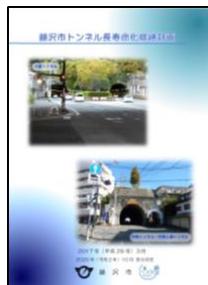
社会経済情勢の変化等をふまえ、効率的・効果的な管理を継続していくため、道路ストックをマネジメントする視点にたち、目標、各施設の管理方針等を示した総合的な計画として策定しました。

### (ウ) 藤沢市道路舗装修繕計画（第2期）（2020年（令和2年）3月）



都市化の進展に伴う交通状況の変化や舗装の経年劣化等から年々増大する舗装の管理費に対して、効率的・効果的な修繕、管理費の平準化を図るために策定しました。

### (エ) 藤沢市トンネル長寿命化修繕計画（2017年（平成29年）3月）（2020年（令和2年）10月）部分改定）



藤沢市が管理するトンネルについて、効率的かつ計画的な維持補修により施設の延命化とライフ・サイクル・コストの縮減を図るために策定しました。

## (オ) 藤沢市地下道長寿命化修繕計画（2021年（令和3年）3月）



鉄道（JR 東海道線、小田急江ノ島線）との交差部等に設置される地下道について、計画的に地下道の修繕を行い、ライフ・サイクル・コストの低減と管理費の平準化等を図るために策定しました。

### ウ 点検・診断等の実施方針

主要な道路及び道路附属施設等については、5箇年ごとに国土交通省が定めた点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施することにより、施設の健全性を保ちます。

主要な道路以外の生活道路については、日常のパトロールにより点検を実施します。

### エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

道路ストックマネジメント計画及び個別施設計画に基づき、従来の事後保全型の維持管理から、優先順位を定め、財政状況を見極めながら予防保全型の維持管理に順次移行し、維持管理コストの平準化や低減を目指します。

### オ 安全確保の実施方針

道路の安全確保については、日常的なパトロールによる目視点検の中で、道路陥没箇所等を発見した場合、応急修繕が可能となる体制を確保するとともに、災害時の緊急輸送道路を補完する道路について路面下空洞調査等を行い安全確保に努めます。

また、トンネル、地下道、エレベーター等については法定点検を実施するとともに、道路保護擁壁・のり面、道路照明等についても定期的な点検、適切な修繕を行うことで、安全確保に努めます。

### カ 長寿命化の実施方針

施設点検を定期的に実施することにより、施設の健全性を把握します。

また、予防保全型の維持管理による機能保全を図り、施設の長寿命化を目指します。

## **キ 統合や廃止の推進方針**

将来の交通流動を予測し、未整備の都市計画道路路線の見直しや新たな路線整備を行う際には、既存路線の必要性について検討します。

## **ク ユニバーサルデザイン化の実施方針**

ユニバーサルデザイン化の取り組みとして主に駅周辺に整備したエスカレーター、エレベーターについて、定期点検や長寿命化の取り組みにより、それぞれの施設を維持してまいります。

また、道路標識や案内図の更新の際には、ユニバーサルデザイン化を考慮します。

### (3) 橋りょう

#### ア 現状・課題

本市が管理する橋りょうについては次のとおりです。

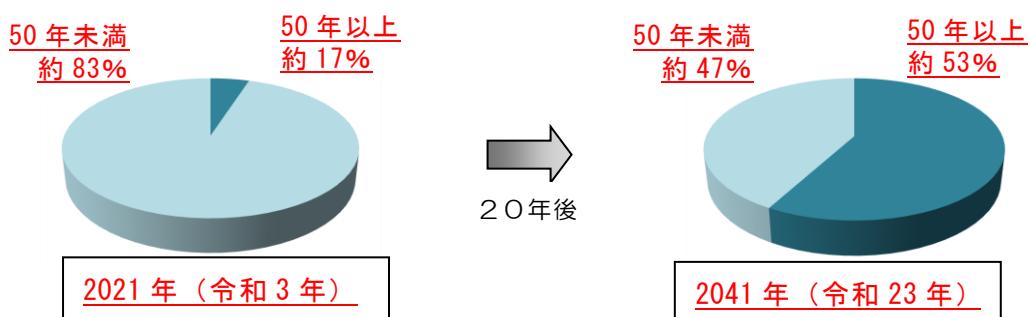
表 4－3 橋りょうの現状

建設年度	本数	備考
1971 年以前（昭和 46 年）	44	築 50 年以上
1972 年（昭和 47 年）～1981 年（昭和 56 年）	48	築 40 年以上
1982 年（昭和 57 年）～1991 年（平成 3 年）	41	築 30 年以上
1992 年（平成 4 年）～2001 年（平成 13 年）	20	築 20 年以上
2002 年（平成 14 年）～2011 年（平成 23 年）	26	築 10 年以上
2012 年（平成 24 年）～2021 年（令和 3 年）	10	築 10 年以内
建設年度不明	64	—
合計	253	—

（2021 年（令和 3 年）3 月 31 日時点）

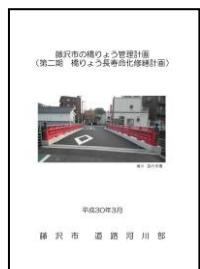
約 5 割の橋りょうが、築 30 年以上経過しており、2021 年（令和 3 年）時点では、建設から 50 年以上を経過した橋は 44 橋（約 17%）ですが、20 年後の 2041 年（令和 23 年）には 133 橋（約 53%）に増加することになるため、より計画的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となっています。

図 4－2 橋りょうの整備状況



## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### (ア) 藤沢市の橋りょう管理計画（第二期橋りょう長寿命化修繕計画）（2018年（平成30年）3月）

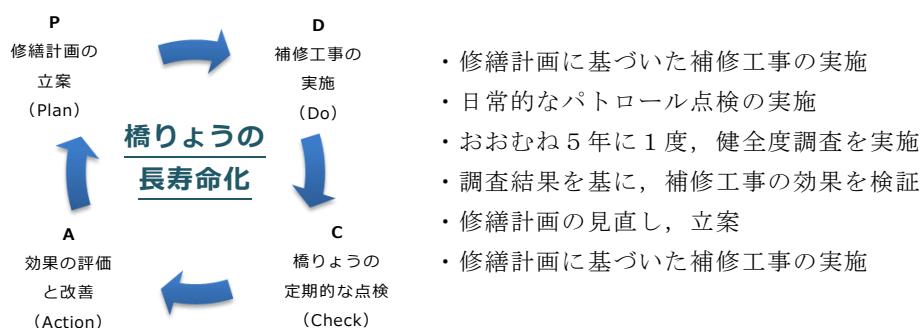


これまでの橋が壊れてから直す「事後保全型」の維持管理から、定期的な点検を行い『橋の損傷がひどくなる前に補修』する「予防保全型」の維持管理に順次移行するため策定しました。

## ウ 点検・診断等の実施方針

橋りょうの定期的な点検と計画の見直しをサイクル的に実施します。なお、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）に基づき、5年毎にすべての橋りょうの健全度調査を実施します。

図4-3 橋りょうの維持管理サイクル



## エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

健全度調査の結果、健全度評価IIb以上で維持することを管理目標とし、健全度評価がIIaまたはIIbとなった橋りょうについて、順次補修を行う予防保全型の維持管理を実施します。

現在、健全度評価がIVの橋りょうはありませんが、今後、評価結果がIVとなった場合には、架け替えを含め、大規模補修を検討します。

図4-4 橋りょうの健全度評価のイメージ

「例 塗装」	
I 錆がほとんど無い	→健全である
II a 部分的に塗装が劣化	→まだ補修は実施しない
II b 広範囲で塗装が劣化	→計画的に補修を実施する
III 錆が鉄の内部に進行しあげている	→優先的に補修を実施する
IV 錆が鉄の内部に著しく進行している	→大至急補修を実施する

#### オ 安全確保の実施方針

点検により損傷が判明した橋りょうについては、塗装の塗り替えやコンクリートの補修等、必要な補修作業を実施し、安全確保を図ります。

図4-5 橋りょうの損傷例



#### カ 耐震化の実施方針

利用者の安全確保と災害時の避難路や輸送路を確保するため、災害時の避難路及び緊急輸送道路に関する橋りょうと、跨線橋と、津波浸水想定区域に位置する沿岸部の橋りょうについて、順次耐震化を実施します。

#### キ 長寿命化の実施方針

これまでの橋りょうが壊れてから直す事後保全型の維持管理から、定期的な点検を行い、橋りょうの損傷がひどくなる前に補修する予防保全型の維持管理へ順次移行します。

予防保全型の維持管理の基本となる長寿命化修繕計画を実施すること

により、大規模な補修工事となる前に軽微の処置で済ませ、維持管理コストの平準化や低減を目指します。

#### ク 統合や廃止の推進方針

車道橋と人道橋が別に近傍に架設されている箇所の更新に当たっては、できるだけ歩車道橋として再整備することとします。

#### ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針

橋りょうの架替や老朽化部材の交換を行う際には、ユニバーサルデザイン化を考慮した更新とします。

## (4) 下水道

### ア 現状・課題

本市では、浸水の防除、公衆衛生の向上及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、管路\*<sup>11</sup>や浄化センター\*<sup>12</sup>、ポンプ場\*<sup>13</sup>といった公共下水道の整備運営を行っており、概要については次のとおりです。

#### (ア) 管路施設

1951年（昭和26年）から整備を開始し、現在、主に北部第二（三地区）土地区画整理事業等の市街地及び一部の市街化調整区域の整備を進め、市全体で現在約1, 615.2 kmが整備され、令和2年度末現在の下水道普及率は95.9%となっています。（表4-4、図4-6）

なお、下水道の処理区域については、地形上、南部処理区、東部処理区、相模川流域処理区の3処理区に分けています。下水の排除方式は、汚水と雨水を同一の管路で排除し処理する合流式下水道と汚水と雨水を別々の管路で排除する分流式下水道があり、南部処理区では合流式下水道（一部分流式下水道）を、東部処理区と相模川流域処理区では分流式下水道を採用しています。（図4-7）

また、管路の約65%が供用開始後30年を経過しており、今後、施設の老朽化等による更なる維持管理費の増大が見込まれるため、「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」と「藤沢市下水道総合地震対策計画」を定め計画的な長寿命化や耐震化を進めています。

#### (1) 淨化センター・ポンプ場施設

現在、2箇所の浄化センターと15箇所のポンプ場が稼働しています。（図4-7）

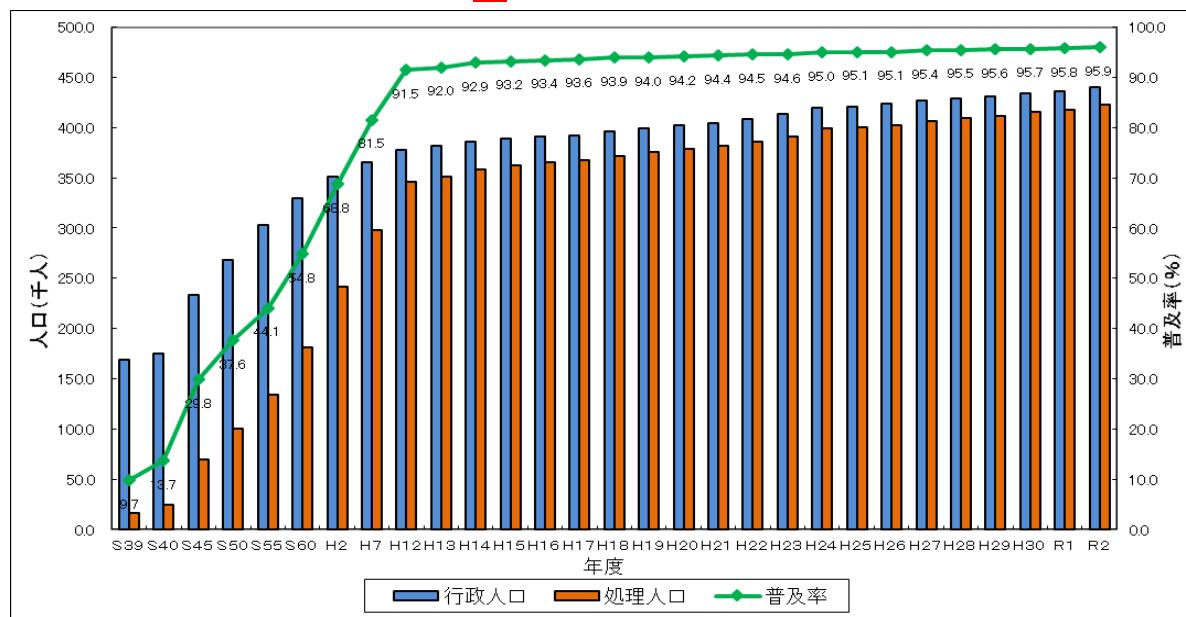
施設建設のピークが昭和50年から60年頃であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しており、施設設計の基準が古く耐震性能が不足している施設も多くなっています。老朽化や地震発生に伴う施設の破損・倒壊等による機能障害が発生し、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、管路施設と同様、「藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針」や「藤沢市下水道総合地震対策計画」を定め、それぞれ計画的に長寿命化及び耐震化を進めています。

表4-4 下水道の状況

項目	単位	合計	内訳		
			南部処理区	東部処理区	流域処理区
全体計画面積	ha	5,754.1	2,385.0	2,774.6	594.5
整備面積(汚水)	ha	<u>4,778.2</u>	<u>2,300.4</u>	<u>2,183.6</u>	<u>294.2</u>
整備面積(雨水)	ha	<u>3,415.7</u>	<u>2,224.1</u>	<u>1,136.3</u>	<u>55.3</u>
実施延長合流式	km	<u>393.2</u>	<u>393.2</u>	—	—
実施延長分流式(雨水)	km	<u>435.4</u>	<u>110.4</u>	<u>317.2</u>	7.8
実施延長分流式(汚水)	Km	<u>786.6</u>	<u>164.9</u>	<u>556.5</u>	<u>65.2</u>
実施延長合計	Km	<u>1,615.2</u>	<u>668.5</u>	<u>873.7</u>	<u>73.0</u>

（2021年（令和3年）3月31日時点）

図4-6 下水道普及率の変遷



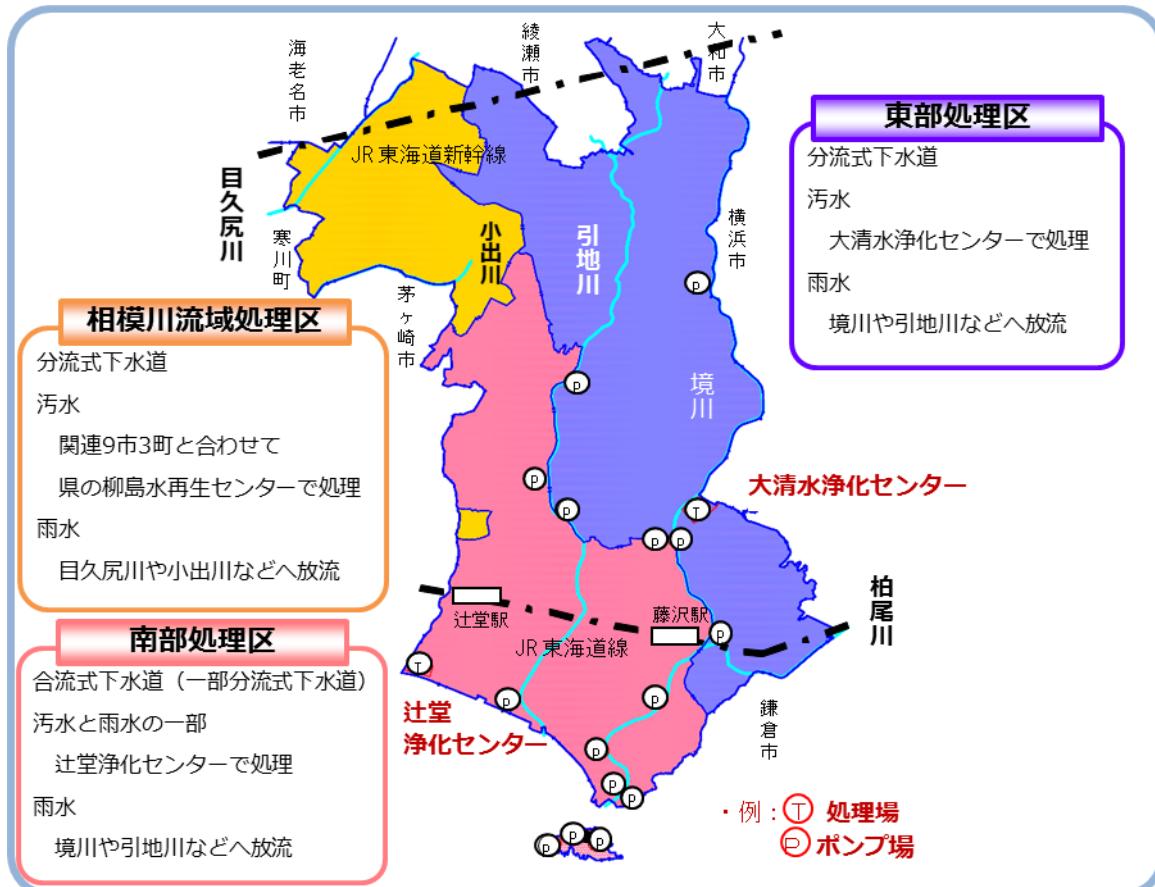
普及率の算定式方法

「下水道普及率：処理区域内人口／行政人口 \* 100 %」

行政人口：440,313人（令和3年4月1日時点の住民基本台帳により算出）

処理区域内人口：400,387人

図4-7 処理区の概要及び浄化センター・ポンプ場施設位置図



## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### （ア）湘南ふじさわ下水道ビジョン（2011年（平成23年）3月）



近年の社会情勢の変化に伴い多種多様な課題に取り組むため、下水道の現状と課題を踏まえ、基本理念を『湘南のひかり輝く海・まちを未来へつなぐ下水道』と設定し、4つの視点と基本目標を定め、具体的な施策、事業計画の方針及び下水道ビジョンの実現に向けた進行管理や活動方策をまとめています。現在、策定から10年が経過し社会情勢等の変化も踏まえ、2023年（令和5年）の改定に向け見直し作業を実施しています。

### （イ）藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針（2020年（令和2年）3月）



『湘南ふじさわ下水道ビジョン』では4つの視点、11の基本方針を定め、このうち、「視点1・3 管路の老朽化による道路陥没事故を未然に防止します」および「視点4・1 施設再生、管理の改善・効率化に努めます」を具体的に進めていくものとして定めています。この実施方針に基づき、快適な市民生活を守るための重要な社会インフラである下水道施設の適切な維持管理、修繕・改築を実現します。

## ウ 点検・診断等の実施方針

管路施設では、予防保全型の管理として「状態監視保全」を行うことを念頭に、管路施設全体を対象として5年に1回の点検頻度を原則とし、約340km／年の管路施設の点検を実施します。また、調査対象施設はリスクが高い施設を中心に、点的施設、線的施設、面的施設の順に優先度評価を行い、50km／年を目安に調査対象施設を選定します。その後、必要な施設については診断を実施し診断結果を緊急度I～IIIまたは劣化なしに区分し、診断結果及び各施設の被害規模（影響度）に基づき対策の必要性を検討します。

さらに、より効果的かつ効率的に点検・調査等を実施していくため、既存の下水道台帳システムに、点検、診断、修繕履歴、改築工事履歴等を組み入れ、体系的なデータベース化を図ります。

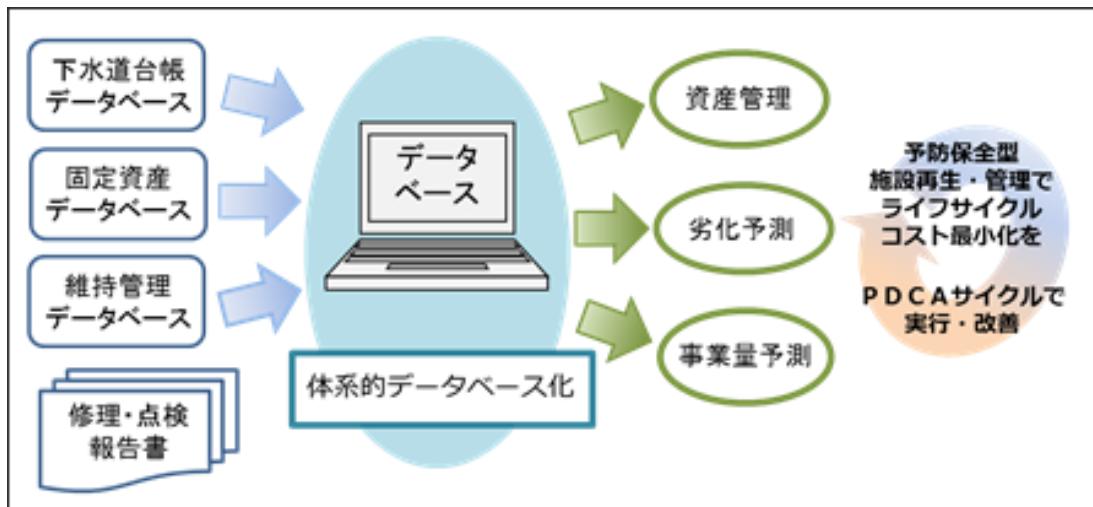


図 4－8 体系的データベースの概要

また、浄化センター・ポンプ場施設では、施設区分ごとに予防保全型及び事後保全型の管理に分け「状態監視保全」、「時間計画保全」、「事後保全」に分類した上で管理していくことを念頭に、「日常点検」、「定期点検」、「法定点検」、「臨時点検」に区分し点検を実施します。なお、各点検の点検単位、点検項目、点検頻度は、施設毎に設定します。さらに、調査については「状態監視保全」に該当する施設のみを対象とし、点検で異常が認められた施設に対して実施します。機械・電気設備については時期を設定した計画的調査も行います。その後、施設の調査結果に基づき診断を実施し、劣化状況を数値化した「健全度」を設定しこれを基に対策の必要性を検討します。

## エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

管路施設については、前項に示した診断の結果、緊急度Ⅰまたは緊急度Ⅱになった施設を改築の対象とし計画的に改築等を実施します。ただし、財政制約等も踏まえると短期的に改築等を実施できない対象施設も出てくるため、適切に点検等を実施することでリスクを管理し、管路の破損等による道路陥没や機能停止の防止に努めます。また、可能な限りリスクを低減させるため、より効率的に改築等を実施する必要があります。

また、浄化センター・ポンプ場施設については、小分類に区分される機械・電気設備のうち健全度3以下の施設を改築等の対象とし、それ以外の小分類施設については適切に維持管理を継続します。

## オ 安全確保の実施方針

管路施設の調査及び診断において、維持管理システムへのデータ蓄積と分析により、老朽化による破損の可能性がある管路を早期に特定し、より計画的、効果的に改築・更新を進めることで、管路の老朽化に伴う破損防止に努め、管路破損による道路陥没事故を未然に防止します。

浄化センター・ポンプ場施設では、予防保全型の適切な維持管理等による長寿命化や耐震化等の各対策により、機能停止による使用制限や未処理下水の流出を防止します。

また津波対策として、神奈川県が公表する津波想定により、浸水想定区域及び河川遡上<sup>※14</sup>が想定される区間に存する河川に設置された雨水吐口<sup>※15</sup>への逆流防止対策を図ります。

そして、近年特に激甚化・局地化・集中化している降雨により浸水すると想定される浄化センター・ポンプ場施設等については、浸水しても機能停止に陥らないような措置（耐水化など）を図り機能停止による浸水の拡大や市民への使用抑制などを未然に防ぎます。

## カ 耐震化の実施方針

地震による被災後も最低限の下水道機能を確保するため、管路施設、浄化センター・ポンプ場施設ぞれぞれの重要度区分に応じた対象施設に対し、段階的に耐震化を図ります。

管路施設については、「重要な幹線等」と「その他の管路」に区分し、「重要な幹線等」のうち「特に重要な幹線」に区分される、防災拠点や指定避難所の排水を受ける管路を優先に耐震化を図ります。

浄化センター・ポンプ場については、全ての施設を重要施設と位置付け、その中でも、「人命を守る」、「公衆衛生の確保」などのアウトカム目標の達成に必要な要求機能の項目（安全衛生機能・避難機能、揚水機能、消毒機能、沈殿機能など）に重要度ランクを設定し、重要度ランクが高い施設を優先に耐震化を図ります。

## キ 長寿命化の実施方針

管路施設では、「エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針」で示した緊急度IおよびIIと診断された施設のうち、劣化状況に応じて修繕・改築の判定を行いその対策内容に応じて長寿命化(更生工法)を図ります。なお、2016年(平成28年)から『藤沢市公共下水道南部処理区長寿命化計

画』に基づく対策を実施してきましたが、現在は『藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針』に移行して引き続き対策を実施しています。

浄化センター・ポンプ場施設でも、管路施設と同様、「エ  
維持管理・修繕・更新等の実施方針」で示した健全度3の施設について長寿命化の対象として対策を実施します。

なお、辻堂浄化センターの一部、大清水浄化センターの一部、藤が谷ポンプ場及び大庭ポンプ場については、それぞれ長寿命化計画を策定し対策を実施してきましたが、現在は、その他のポンプ場も含め『藤沢市下水道ストックマネジメント実施方針』に移行して引き続き対策を実施しています。

#### ク 統合や廃止の推進方針

本市では、宅地利用の急激な縮小が見込まれることから、下水道施設は現状を維持していく必要があります。このため、基本的には統合や廃止は生じないものと想定していますが、老朽化の進むポンプ場については、現状の敷地内での更新が困難な箇所があり、必要により統廃合を含めた再配置を検討します。

また、現在、神奈川県が主体となり県下市町村の下水道部局を対象とした「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会」が実施されており、その検討次第では流域下水道への編入に伴う浄化センターの廃止なども考えられる状況になっており、隨時必要な検討を進めます。

#### ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針

管路施設においては、基本的にはそのほとんどが地下埋設物構造であり一般に共有できる施設ではなく、道路に設置されているマンホールの蓋も容易に開閉できないため市民等が容易に立ち入ることができない構造となっています。また、道路に占用していることが多く、ユニバーサルデザインに伴う施設スペースを確保することが難しい施設です。これらのことから、管路施設のユニバーサルデザイン化は困難であり実施しない方針とします。

また、浄化センター・ポンプ場施設では、関係者以外が立ち入ると非常に危険を伴うため、容易に立ち入ることができないよう対策を講じています。ただし、浄化センターの管理棟では市職員や維持管理業者が常駐しており、さらに、管理棟以外の施設では施設見学を行っていることから、管

理棟と施設見学に利用される施設を対象としてユニバーサルデザインを踏まえた対応を検討していく方針とします。

なお、辻堂浄化センター管理棟については、既にユニバーサルデザイン化を実施しています。

## (5) 公園

### ア 現状・課題

本市の都市公園は、現在316箇所、約233.97ha（県立公園含む）であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約5.33m<sup>2</sup>/人となっています。（表4－5）

幼児や高齢者が安全・安心かつ容易に利用できる公園は、市民の居住地の近くに配置される必要がありますが、市街化区域内において、居住地から半径250m（徒歩5分程度）以内に公園が配置されていない区域（未到達区域）があります。公園は、災害時の一時避難場所としての機能も有しておりますおり、未到達区域の早急な解消が求められているため、未整備の都市計画公園・緑地の整備とともに、緑の広場※16や市有地等の活用を検討する必要があります。

また、良好な公園環境を維持するため、ニーズに合わせた公園施設の計画的な改築等を進めていきます。

表4－5 都市公園一覧表

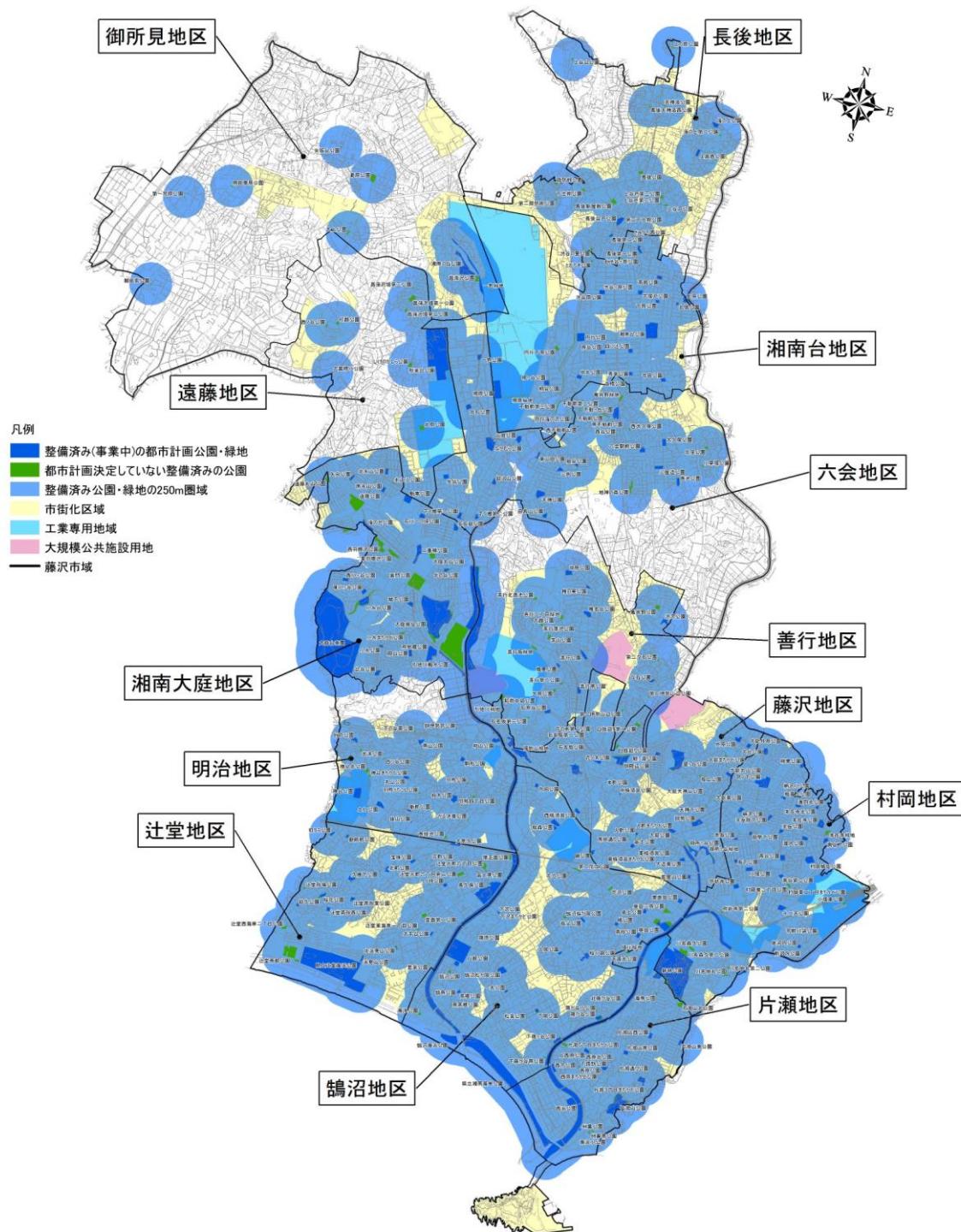
種別	規模等	箇所		面積(ha)	
		市	県	市	県
住区基幹公園	街区公園	誘致距離 250m の範囲内 面積 0.25ha を標準	269	44.69	
	近隣公園	誘致距離 500m の範囲内 面積 2 ha を標準	25	27.85	
	地区公園	誘致距離 1 km の範囲内 面積 4 ha を標準	2	19.55	
	計	296		92.08	
都市基幹公園	総合公園	都市規模に応じ 面積 10～50ha を標準	2	28.74	27.20
	運動公園	都市規模に応じ 面積 15～75ha を標準	2	13.42	
	計	4	2	42.16	27.20
特殊公園	風致公園		1	2.87	
	墓園		1	36.87	
	計	2		39.74	
大規模公園	広域公園	地方生活圏等広域的な ブロック単位ごと 面積 50ha 以上を標準	1	1.67	17.39
	計	1	1	1.67	17.39
緑地等	都市林		1	2.68	
	都市緑地		6	2.37	
	緑道		2	8.5	
	緩衝緑地		1	0.19	
	計	10		13.73	
小計		313	23	189.38	44.59
合計		316		233.97	

(2021年(令和3年)4月1日現在) -

※ 各面積は、百平方メートル未満を四捨五入して、ヘクタール表示としているため、合計は一致しない。

図4-9 都市公園位置図

(引用: 藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針(2018年(平成30年)3月))



## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### (ア) 藤沢市 緑の基本計画（2011年（平成23年）7月）



市域における緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。本計画により「緑地の保全」、「緑化の推進」、「都市公園の整備」が一体となった総合的な展開が可能となり、より効果的、効率的な都市の緑の保全、創出が実現できることになります。

### (イ) 藤沢市公園施設長寿命化計画 遊戯施設編・小規模建物編

#### （2021年度策定予定）



本市が管理する都市公園における公園施設（遊戯施設・小規模建物）について、安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等の効果的、効率的な更新及び利用を図るため策定しました。

### (ウ) 藤沢市 緑の実施計画《第3期計画》（2021年（令和3年）4月）



「藤沢市 緑の基本計画」の施策をより具体的に展開するための実施事業と、その進行管理を示すもので、「直近、数年間に実施する緑関連事業の明確化」などを図ることができます。

## ウ 点検・診断等の実施方針

公園内における事故を事前に予防し、来園者の安全を確保すること及び施設の劣化状況の程度と内容を正確に把握するためのパトロールと日常点検を実施します。

公園内の遊戯施設については、事故の発生を未然に防ぐため、日常点検に加え、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく定期点検を毎年実施します。（表4-6）

また、遊戯施設以外のトイレ、駐車場、管理事務所については、令和2年度に健全度調査を行い、AからDまでの4段階で評価を行いました。今後も、5年に1回の健全度調査を実施します。（表4-7）

表 4－6 遊戯施設等の点検内容

点検種別	内 容
点検頻度	
日常点検 (12回以上/年)	可動部、チェーン、ロープ、ネットなど、藤沢市、公園指定管理者および公園パトロール等業務委託受託者が消耗部材に着目して点検を行う。 ただし、(一社)日本公園施設業協会に定める規準への適合確認は行わない。
定期点検 (1回/年)	「公園施設製品安全管理士」の資格または同等以上の知識かつ実績を有する者による点検委託を行い、(一社)日本公園施設業協会に定める規準への適合確認を行う。

表 4－7 公園施設の健全度評価基準（診断）

判 定	判 断 基 準
A	全体的に健全である。 緊急の改修・更新の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 緊急の改修・更新の必要性はないが、維持保全での管理のほかに、定期的な観察が必要なもの。
C	全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な改修が必要なもの。
D	全体的に顕著な劣化である。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設使用の禁止措置あるいは、緊急な改修や更新が必要とされるもの。

## エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

藤沢市公園施設長寿命化計画に基づき、事後保全型の維持管理から、予防保全型の維持管理に順次移行し、維持管理コストの平準化や低減を目指します。

ただし、安全性の確保のため、評価がDと判断された施設については、早急に修繕を行い、必要に応じて使用停止や撤去・更新を行います。

## オ 安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に、災害時の広域避難場所や一時避難場所として利用されることを考慮し、遊戯施設等の公園施設や樹木について、適切な点検及び維持管理による安全確保を図ります。

#### **カ 耐震化の実施方針**

公園内の旧耐震基準により建設された施設については、安全性の確保を最優先に耐震化若しくは施設更新による安全確保を図ります。

#### **キ 長寿命化の実施方針**

公園施設の長寿命化に対する基本方針を「安全安心な公園施設の安全性確保」、「予防保全型維持管理への転換による施設の長寿命化」、「持続可能な維持管理計画の実施」とし、長寿命化を進めます。

#### **ク 統合や廃止の推進方針**

本市の一人当たりの都市公園面積は現在約5.33 m<sup>2</sup>／人となっており、「藤沢市緑の基本計画」で定める最終目標の11m<sup>2</sup>／人に対し、将来人口推計（2045年（令和27年））を考慮しても不足しているため、今後も着実に公園整備を進めていく必要があります。

また、複数の公園が近接しているエリアなどにおいては、公園ごとに機能分担を図るストック再編に向けた検討を進めるとともに、利用者の少ない公園においては、有効活用に向けた検討を進めます。

#### **ケ ユニバーサルデザイン化の実施方針**

誰もが安全・安心に利用できる公園にするため、老朽化対策にあわせて、出入口や水飲み、ベンチ等のユニバーサルデザイン化を進めます。

## (6) 準用河川

### ア 現状・課題

本市が管理する準用河川には、滝川、白旗川、不動川、一色川、打戻川及び滝川分水路の6河川があります。（表4-8）

また、県が管理する河川として、一級河川目久尻川及び小出川、二級河川境川、引地川、柏尾川及び蓼川の6河川があります。

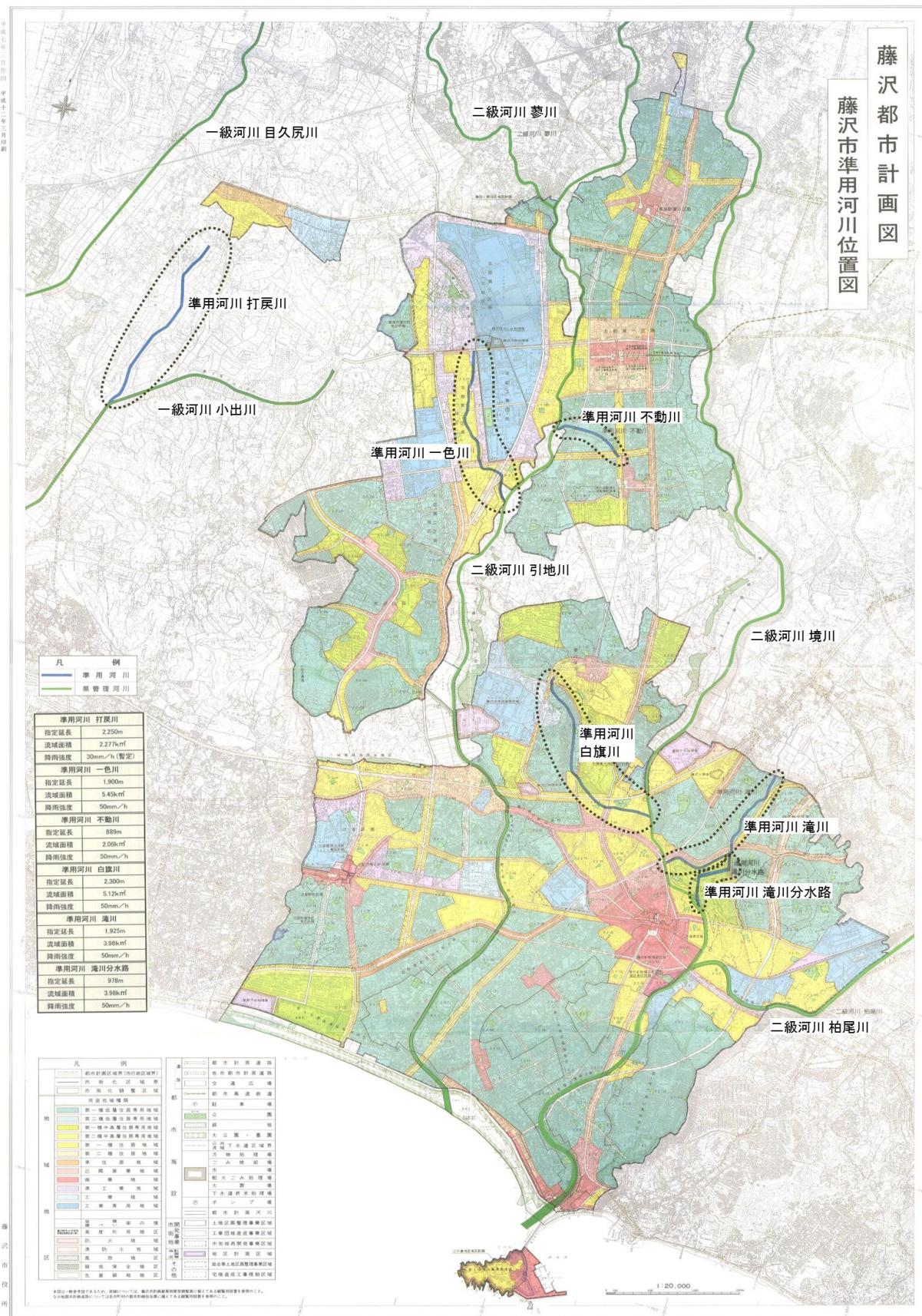
神奈川県中央南部に位置する本市は、各河川の下流域であることから、近年の急激な都市化の進展に伴い、台風やゲリラ豪雨など、河川流下能力を超える集中豪雨の際、たびたび水害等に脅かされ、その対策が求められています。

このため、神奈川県では、目久尻川、境川及び引地川等の河川について、河川の流下能力を高める河川改修や遊水地の整備などの総合的な流域整備を進めており、これに合わせて本市でも水害等の頻度の高い準用河川から改修を行い、水害の防止と軽減を図るとともに、老朽化する施設の更新を進めています。

表4-8 準用河川の状況

番号	水系	河川名	指定区間	指定日	指定延長 (m)	流域面積 (k m <sup>2</sup> )
1	境川	滝川	鎌倉市境から境川合流点	1973.08.11	1,925	3.98
2	境川	白旗川	善行土地区画整理地区から境川合流点	1977.07.26	2,300	5.12
3	引地川	不動川	六会ガード下から引地川合流点	1977.07.26	889	2.06
4	引地川	一色川	市道高倉遠藤線から引地川合流点	1978.10.25	1,900	5.45
5	相模川	打戻川	中里小学校から小出川合流点	1981.12.02	2,250	2.28
6	境川	滝川分水路	滝川分派点から境川合流点	2010.07.01	978	<u>3.59</u>

## 図 4-10 河川の位置図



## イ 取組状況（計画等の策定状況）

### (ア) 準用河川滝川

滝川分水路の完成により滝川流域の浸水被害が軽減されています。しかしながら、護岸や河床の老朽化が進んでおり、破損等による周辺への影響が懸念されています。

このため、計画的な修繕・補修や改修による老朽化対策を進めています。

#### 写真4-1 改修工事の効果

【滝川分水路整備前】



瑞光橋（平成15年の台風時）

【滝川分水路整備後】



瑞光橋下流付近（平成22年の台風時）

### (イ) 準用河川滝川分水路

準用河川滝川流域では、土地区画整理事業等による市街化に伴う雨水の流入量が増大したことにより、たびたび浸水被害が発生していたため、二級河川境川に放流する滝川分水路を築造しました。

分水路が完成した平成21年度で、滝川流域のうち、柄沢橋付近から下流域の浸水対策が完了しています。

今後は、分水路に付随するゲート等の河川構造物について、設備の保全計画の策定に向けた検討を進めています。

#### (ウ) 準用河川白旗川

白旗川流域の著しい市街化に伴う雨水の流入量増大により、たびたび周辺住宅に床下、床上浸水の被害が発生していたため、平成3年度より境川合流点から河川改修工事に着手し、河川改修工事を進めてまいりました。現在では、白旗川1号橋の上流付近まで改修が完了しています。

これにより、改修済み区間における浸水被害の軽減及び護岸並びに橋りょうの更新が完了しています。

#### (イ) 準用河川不動川

周辺の著しい市街化に伴う雨水の流入量増大により、たびたび浸水被害が発生していたため、昭和60年度より河川改修工事を進めています。平成10年度で引地川合流点を除く区間で改修が完了し、準用河川区間での浸水被害の軽減が図られ、施設の健全性が保たれています。

#### (オ) 準用河川一色川

本河川の流域は、上流域に市街化調整区域を残すものの、中下流域では市街化の進展等により、雨水流入量の増大による浸水被害が発生しています。このため、整備基本計画を策定し、河川改修を進めています。

#### (カ) 準用河川打戻川

著しい市街化に伴う河川への流入量の増大に対応するため、平成5年度より河川改修工事を進め、平成22年度には小出川合流点から上流20mを除く区間2、230mの一次改修が完了し、準用河川区間での浸水被害は軽減されています。

### ウ 点検・診断等の実施方針

定期点検と日常や災害対応配備時のパトロールにより異常箇所の発見に努め、適切な維持保全を実施します。

## **エ 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

改修済みの河川については、施設の耐用年数や修繕履歴などをもとに、日常のパトロールにより判明した異常箇所が、周辺施設に与える影響が少ないうちに修繕を実施し、維持管理コストの低減を図ります。

## **オ 安全確保の実施方針**

護岸等の構造物の修繕履歴などから老朽化の進行個所を想定し、より効率的に異常箇所を発見することで、崩壊等による周辺への被害を未然に防ぎます。

なお、藤沢市準用河川管理施設等構造条例（平成24年条例第26号）を制定し、堤防その他の主要なものの構造について、河川の管理上必要とされる一般的技術的基準を定め、良好な施設管理に努めています。

## **カ 耐震化の実施方針**

改修済み箇所については、河川砂防技術基準（案）同解説・設計編等に基づく耐震基準に基づき築造されており、地震による二次災害を防止し、最低限の河川機能が確保されるものと見込んでいます。また、未改修箇所については、改修による耐震性の確保を図ります。

## **キ 長寿命化の実施方針**

定期点検により、施設の健全性を把握し、施設の損傷が軽微である早期段階に修繕を実施する予防保全型の維持管理によって機能を保全し、施設の長寿命化を図ります。

## **ク 統合や廃止の推進方針**

河川周辺の都市化が想定されることや近年多発するゲリラ豪雨など、河川流域内の雨水流入量が増加傾向であるため、機能廃止がされることには考えにくく、統合や廃止の検討を行う状況にはありません。

## (7) その他

### ア 水路

本市には、約80kmの水路が機能しており、コンクリート柵きよ、U型側溝など周辺状況や流量に合わせ様々な構造で整備を行っています。

日常や災害対応配備時のパトロールにより、転落防止柵などの安全施設を含めた異常箇所の発見に努め、施設の健全性を診断し、適切な維持管理を実施します。

### イ その他インフラ施設

その他のインフラ施設として、上水道（神奈川県企業庁水道局が敷設）やガス、電気、通信等があります。

それぞれの施設修繕、更新に当たっては、本市が行う道路や下水道の維持管理等と大きく関わり合いますので、計画的に施工が出来るよう、定期的に「藤沢市道路工事等調整連絡協議会」を開き、情報の共有化を図ります。

## 「用語の解説」

- ※ 1 準用河川：一級河川及び二級河川以外の河川のうち、市町村長が指定し管理する河川のこと。
- ※ 2 一般会計施設：一般会計とは、教育や福祉、土木などの市民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計であり、その会計上で管理している施設。
- ※ 3 特別会計施設：特別会計とは公共料金や利用料など独自の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計であり、その会計上で管理している施設。
- ※ 4 藤沢市公共資産活用等検討委員会：公有地等の有効活用並びに公共施設等の再整備及び総合管理に係る方策を検討し、及び審査することにより、行財政運営に必要な財源を確保するとともに、公共施設等の最適な配置等を実現するために設置した府内の委員会。
- ※ 5 藤沢市道路工事等調整連絡協議会：藤沢市が管理する道路の新設、改良、舗装及び地下埋設工事等について、道路の構造を保全し円滑な交通の確保を図ることを目的に設置した協議会。（市及び県並びにガス、電気、通信等インフラ事業者等が参加）
- ※ 6 民間インフラ事業者：電気やガス、通信回線等、社会インフラに関わる民間企業。
- ※ 7 政策会議：市長の意思決定を要する事項のうち特に重要なものや市議会に提出する議案等を付議し、市行政の円滑かつ能率的な推進を図ることを目的に設置した会議。  
(藤沢市庁議規則（平成21年 規則第3号）)
- ※ 8 P P P (Public Private Partnership)：官と民の提携。事業の企画段階から民間事業者が参加する等、幅広い範囲を民間に任せる手法。

- ※9 P F I (Private Finance Initiative) : 民間資金を活用した社会資本整備。地方自治体が基本的な事業計画を作り、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る手法。
- ※10 旧耐震基準：建築物の設計をする際、地震の振動及び衝撃に対して安全なものとして建築基準法（昭和25年法律第201号）が定める基準で、1981年（昭和56年）5月31日までの建築確認申請において適用されていた基準。これ以降の基準を新耐震基準という。
- ※11 管路：管きよ。または管きよ、マンホール、雨水吐き室、雨水吐口、ます、取付管等の総称。
- ※12 净化センター：下水を最終的に処理して河川、海域等の公共用水域へ放流するために、下水道の施設として設けられた処理施設及びこれを補完する施設。本市においては大清水浄化センター及び辻堂浄化センターを設置。
- ※13 ポンプ場：下水などをポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む構造物。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。本市においては、雨水の排水ポンプ場として4ポンプ場を、汚水の中継ポンプ場として14ポンプ場を設置。
- ※14 河川遡上：津波等が陸地に押し寄せ、河口や運河・水路から入り、河川や運河・水路に沿って遡上して内陸深くまで進む、河川に生じる現象のこと。
- ※15 雨水吐口：雨水を下水道施設から河川などの公共用水域へ放流するために設けられた設備。
- ※16 緑の広場：土地所有者の協力を得て、地域住民のレクリエーションやコミュニケーションの場、または災害時の一時避難場所として利用されている空閑地。用途（レクリエーション広場、運動広場、こども広場）に応じて市内各地に設置。



## 藤沢市公共施設等総合管理計画

企画政策部 企画政策課 公共施設再整備担当

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466 (50) 3502

fj-kikaku-fm@city.fujisawa.lg.jp

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>